



979号
2024年4月16日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

2024年度が開幕

2024年問題

運送業界等の課題として、一般的に言われる2024年問題が開幕した年度となった。
トラック運送業で主に問題となっていた長距離・長時間労働の改善に向けた働き方改革である。
運送業界は規制緩和によって新規参入が容易になり、事業者数が増えた事による仕事の取り合いに

現在	改正後（10月1日以降）
午前	午前
12時～14時	12時～14時
14時～16時	14時～16時
16時～18時	16時～18時
18時～20時	18時～20時
19時～21時	19時～21時
20時～21時	

ゆうパックの配達時間帯

よって、低賃金の労働環境に陥った。
低賃金をカバーする為、長時間労働となる悪循環である。

残業の捉え方は人それぞれで、残業したくない人もいれば、稼げるなら、できる限り残業したい人もいる。

今回の規制により、年間の時間外労働時間は960時間となった。
月平均80時間を目安とすれば分かり易い。

残業は、割増賃金で25%上がり、60時間以上は50%あがる。
23時から早朝6時までの労働を行うと25%が深夜割増で更に付与される。

郵便業も業務によって対象となる。

4月1日より、一人で運行する長距離便の見直しで、ゆうパックや速達郵便物はお届け日数が見直しされている。

これまでより、遅く届くサービス低下となる。

配達時間帯の変更

上図の通り、10月1日

からゆうパックの配達希望時間が変更される。
20時～21時の時間帯が無くなった事は賛同する声が多い。

ゆうパックは配達を委託しているケースがあり、配達委託者の長時間労働軽減に繋がる。

20時～21時の時間帯が無くなれば、待ち時間が減り、業務が早く終わる可能性はある。

また、休憩時間の確実な確保の為、12時～14時、16時～18時の時間帯指定を無くしてほしい等の意見もあった。

郵便料金の見直し

今秋は郵便料金値上げが行われる予定となっている。

郵便料金の見直しには郵便法規則の一部改正が必要で、総務省が改正に必要な手続きを行っている。

25g以下の定型内郵便が現在の84円から110円となる見込み。

葉書やレターパックなども値上げ対象となっている。

ゆうパックは昨年10月に料金値上げが行われており、今秋の値上げはなさそうだ。

郵便料金の試算では、値上げを行っても将来的に

赤字となる事が予想されており、郵便業務の見直しは厳しい。

6月以降は定額減税

政府は年収2千万円以下の人に一人当たり4万円の低額減税を行う。

所得税が3万円と住民税1万円がこの減税の内訳となっている。

言葉通りの減税であり、所得がある労働者は6月以降、4万円に達するまで、減税される。

一方で、全額現金給付が行われる対象者もいる。非課税世帯が主に該当するが、この場合は、対象世帯によって金額が異なる。

この制度で恩恵を受けきれない世帯の場合は、減税と減税しきれない分が1万円単位で給付される。

基本的に税額還付である為、住宅ローン控除やふるさと納税への影響が懸念されていたが、給付によって影響が出ない様に調整された。

物価対策としてこの政策は今回一回限りだが、物価が上がり、実質賃金が23カ月連続してマイナスの状況では助かる人が多い結果となりそうだ。

他の制度改正

2024年度は、他にも制度改正が行われる。

例えば、相続による不動産登記の義務化や女性の離婚後100日間の再婚禁止期間の廃止、裁判の口頭弁論オンライン可能などが一例である。

身近で起こり得る注意すべき変更点として、10月以降の厚生年金保険法・健康保険法の改正がある。

簡単に言えば、これまでは扶養対象だったが、扶養から外れる可能性がある。

これまでも扶養者対象者が週20時間以上働けば社会保険の加入義務があったが、その適用規模が50人超の企業へと拡大される。

労働人口減少が続く日本の状況では、短時間労働であっても、取れる人から税を取りたいという政府の思惑が見て取れる。

今後の予定

- 5月14日(火) 17:00～
第7回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 5月7日 予定